

2025年10月8日

懲戒手続に付された事案の事前公表について

神奈川県弁護士会
会長 畑 中 隆 爾

当会は、下記の会員らについて、弁護士法第56条第1項に規定する弁護士の品位を失うべき非行があると思料し、弁護士法第58条第2項に基づき、綱紀委員会に事案の調査を求めましたので、会員が懲戒手続に付されたことの公表に関する会規第2条第2項に基づき、以下のとおり公表します。

1 当会が懲戒調査請求をした会員ら

対象弁護士法人

名 称 弁護士法人小田原三の丸法律事務所

届出番号 H-554

住 所 神奈川県小田原市本町1-7-20 三の丸ビル

対象弁護士

氏 名 竹久保 好勝 (たけくぼ よしかつ)

登録番号 13591

事 務 所 神奈川県小田原市本町1-7-20 三の丸ビル

弁護士法人小田原三の丸法律事務所

2 綱紀委員会に調査請求をした日

2025年10月7日

3 綱紀委員会に対する調査請求の理由の要旨

- (1) 対象弁護士法人は、受任している多数の遺産分割事件・遺言執行事件等において、預貯金の解約金や不動産の売買代金等を預り金口座に預かっていたところ、その資金を恒常的に依頼者に無断で移動しており、残高を大幅に減少させるに至っている。

対象弁護士法人の直近決算期（令和7年6月期）の決算報告書における「顧客預り金」、「預り金口座」（当会に届出がなされている2口の口座の合計）及びその他の預金及び現金を含めた「現預金」の残高の記載は、以下のとおりである。

顧客預り金 6億5268万9123円

預り金口座 4292万7207円

現預金 6013万4362円

よって、預り金口座にあるはずの顧客預り金が6億0976万1916

円不足している。仮に預り金口座以外での現預金としての保持を考えたとしても、5億9255万4761円が不足している。

このような状況からして、対象弁護士法人による預り金の流用は明らかである。

また、対象弁護士法人は、現在、一部依頼者らから預り金の返還を求められているが、返還できる状況になく、応じていない。

- (2) 対象弁護士法人は、預り金口座の資金を報酬口座へ恒常的に移動していたものであり、報酬口座から各種事務所経費の支払がなされていることからして、預り金を自己の資金と区別せず、漫然と各種事務所経費に充てていたものと言える。

2022年4月27日から2025年8月28日までの間で、通帳から確認できただけで、3億3800万円が不明な目的で預り金口座から報酬口座に移動されている。

また、対象弁護士法人は、各事件における預り金の内訳や出金の使途を格別明確にせず、月末に数百万円～2000万円をまとめて預り金口座から報酬口座に移動していた。

- (3) かかる対象弁護士法人の行為は、業務上の預り金の取扱いに関する会規第2条（預り金の流用の禁止）、同第4条（預り金を自己の金員と区別し預り金口座で保管すべき義務）、同第7条（出金の使途の記録義務）及び同第8条（清算義務）に違反する。

- (4) 対象弁護士は、対象弁護士法人の代表社員である。

また、対象弁護士は、対象弁護士法人の受任事件に関する資金の扱いについて、他の在籍弁護士に相談することなく、全て独断で決定し、職員に対して指示しており、対象弁護士法人の上記のような流用行為も、全て対象弁護士の指示に基づくものであるため、対象弁護士法人と同様の非違行為が認められる。

- (5) よって、対象弁護士法人及び対象弁護士は、業務上の預り金の取扱いに関する会規の各規定に違反しているため、日本弁護士連合会会則第29条第1項の会則等遵守義務に違反し、もって弁護士法第56条第1項に定めるその品位を失うべき非行があり、懲戒の事由があるものと思料する。

4 当会の相談体制

(1) 特別相談窓口

対象の法人及び弁護士に依頼された方のお困り事などを伺う窓口です。

【弁護士による電話相談】

ア 臨時相談窓口電話受付フォームはこちら（24時間受付可能）

※お申込は、極力こちらの受付フォームからお願いします。

イ 申込受付電話（上記受付フォームからのお申込が難しい方はこちらにお電話下さい）

電話番号：045（225）9254

受付時間：午前10時～正午 午後1時～4時

ウ 臨時相談窓口電話の概要

設置期間：2025年10月9日（木）～2025年10月23日（木）（土日は除く）

対応時間：午後1時30分～午後5時30分まで

相談時間：1回20分以内

- ※ 窓口担当員からの電話は、受付順となります。日時指定を承ることはできません。
- ※ 午後5時30分頃までに、窓口担当員からの折り返しがない場合は、翌日以降の折り返しのお電話となります。
- ※ 相談申出された方が電話に出られなかった場合は複数回架電いたしますが、3回架電しても出られなかった場合は、申出はキャンセルされたものとさせていただきます。必要でしたら、改めてお申し込みください。
- ※ お一人様1日1回までの受付とさせていただきますことをご容赦ください。
- ※ 臨時相談窓口電話は依頼者の方々の不安にお答えすることを目的としています。したがって、本件電話は依頼者の方々を対象としており、依頼者ではない方々のお電話はご遠慮いただいております。

(2) 法律相談センター

新たに弁護士に依頼されたい方などはこちらにお電話ください。

ア 小田原法律相談センター

〒250-0012 小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階

電話番号：0465-24-0017

【予約受付】

電話予約：月曜～金曜 午前9時30分～午後5時

インターネット予約：[法律相談インターネット予約システム](#)から承ります

【相談日】

月曜～金曜

法律相談料45分5,000円

相談時間帯等詳しい情報は以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.kanaben.or.jp/consult/location/location07/index.html>

イ 海老名法律相談センター

〒243-0432 海老名市中央3-2-5 ダイエー海老名店3階

電話番号：046-236-5110

【予約受付】

電話予約：月曜～金曜 午前10時～12時30分、午後1時30分～5時

インターネット予約：[法律相談インターネット予約システム](#)から承ります

【相談日】

月曜～金曜

法律相談料45分5,000円

相談時間帯等詳しい情報は以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.kanaben.or.jp/consult/location/location05/index.html>

ウ 横浜駅西口法律相談センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階

電話番号：045-620-8300

【予約受付】

月・火・木・金 午前9時30分～午後5時

水 午前9時30分～午後8時30分

土・日 午前9時30分～午後3時30分

インターネット予約：[法律相談インターネット予約システム](#)から承ります

相談日 月曜～日曜（祝日は除く）

法律相談料45分5,000円

相談時間帯等詳しい情報は以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.kanaben.or.jp/consult/location/location10/index.html>

以上